

LEC社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

2026年 全日本社労士公開模試 第1回

(2026年 全日本社労士公開模試 第1回 教材)

(2026/06/10 現在)

2026年 全日本社労士公開模試 第1回の教材(問題冊子及び解答解説冊子)におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- ・ 2026/06/01 更新分… p.1
 - ・ 2026/06/10 更新分… p.2～3
-

【2026/06/01 更新分】**【解答・解説】 (RU26590)**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P55 問9 E肢 解答	E <u>正</u> 本肢の機械等 は、…	E <u>誤</u> 本肢の機械等 は、…

【2026/06/10 更新分】

択一式試験問題 (RU26588)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P38 〔問 9〕 B肢 1行目	B <u>児童手当法にける</u> 「第3子以降算定額算定 対象者」とは、…	B <u>児童手当法における</u> 「第3子以降算定額算定 対象者」とは、…

【解答・解説】(RU26590)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P120 〔問 9〕 B肢 1行目	B <u>児童手当法にける</u> 「第3子以降算定額算定 対象者」とは、…	B <u>児童手当法における</u> 「第3子以降算定額算定 対象者」とは、…
訂正	P175 問3 D肢 解説 2行目	D 正 本肢のとおりである(法27条、法85条1項)。 保険料半額免除期間 の月数(480から保険料納付済期間の月数及び保険料 <u>4分の3</u> 免除期間の月数を控除して得た月数を限度とする)については、…	D 正 本肢のとおりである(法27条、法85条1項)。 保険料半額免除期間 の月数(480から保険料納付済期間の月数及び保険料 <u>4分の1</u> 免除期間の月数を控除して得た月数を限度とする)については、…

以上